

V 労働時間・休業制度

1 総実労働時間

「毎月勤労統計調査地方調査」によると、令和元年の県内の5人以上規模の事業所で働く常用労働者（パートタイム労働者を含む）の月間平均総実労働時間は142.1時間で、前年に比べ4.7時間減少した。そのうち所定外労働時間は9.2時間で、前年よりも1.4時間減少した。

産業別月平均総実労働時間をみると、「運輸業, 郵便業」が171.2時間（前年比4.2時間減少）と最も長く、次いで「建設業」が168時間（同1.5時間減少）、「製造業」が158.4時間（同3.8時間減少）となっている。そのうち、所定外労働時間をみると、「運輸業, 郵便業」が21.5時間と最も長く、次いで「情報通信業」が15.5時間、「製造業」が13.0時間となっている。

また、県内の常用労働者の月平均総実労働時間を男女別にみると男性が157.5時間（前年比4.9時間減少）、女性が124.9時間（前年比4.0時間減少）となっている。

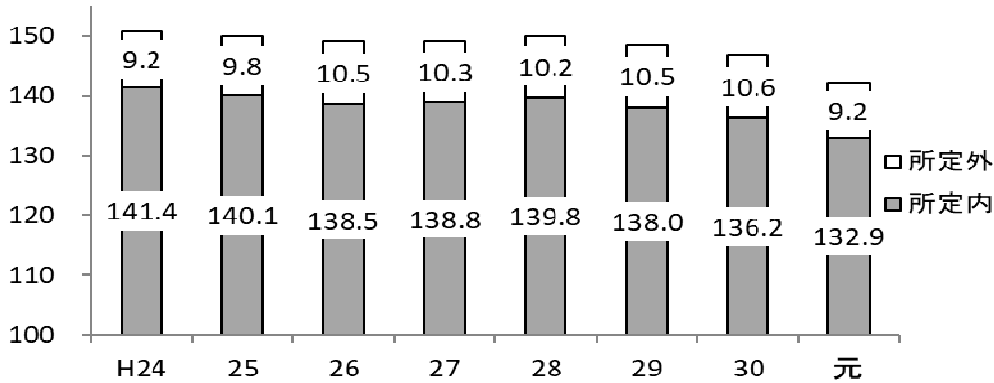
【用語の解説】

総実労働時間 所定内労働時間と所定外労働時間の合計。

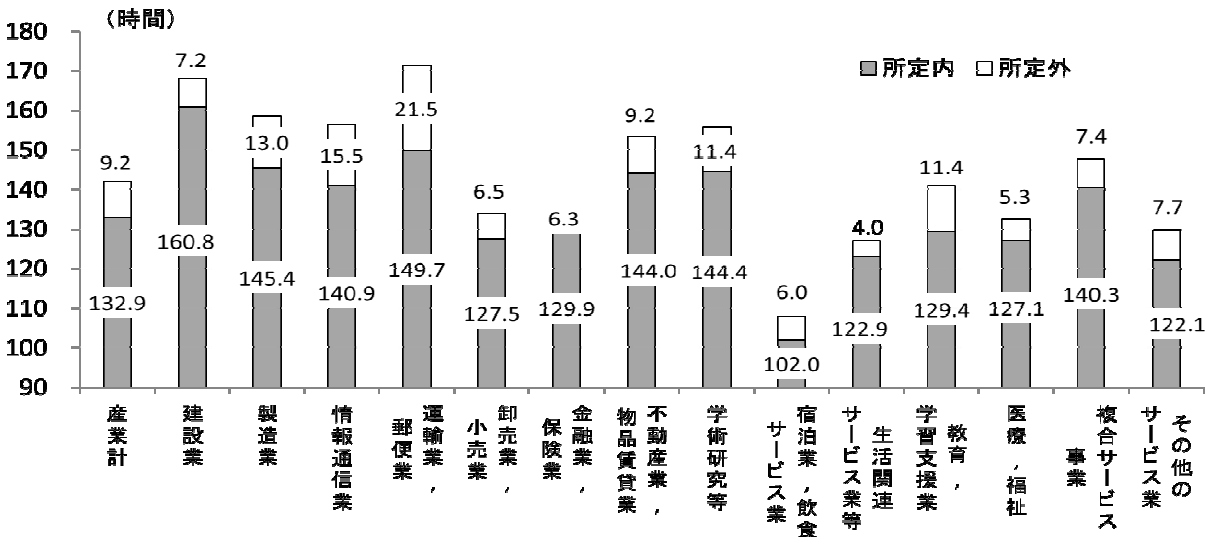
所定内労働時間 事業所の就業規則等で定められた始業時刻と終業時刻の間の休憩時間を除いた実際に労働した時間。

所定外労働時間 早出、残業、臨時の呼出、休日出勤等による労働時間。

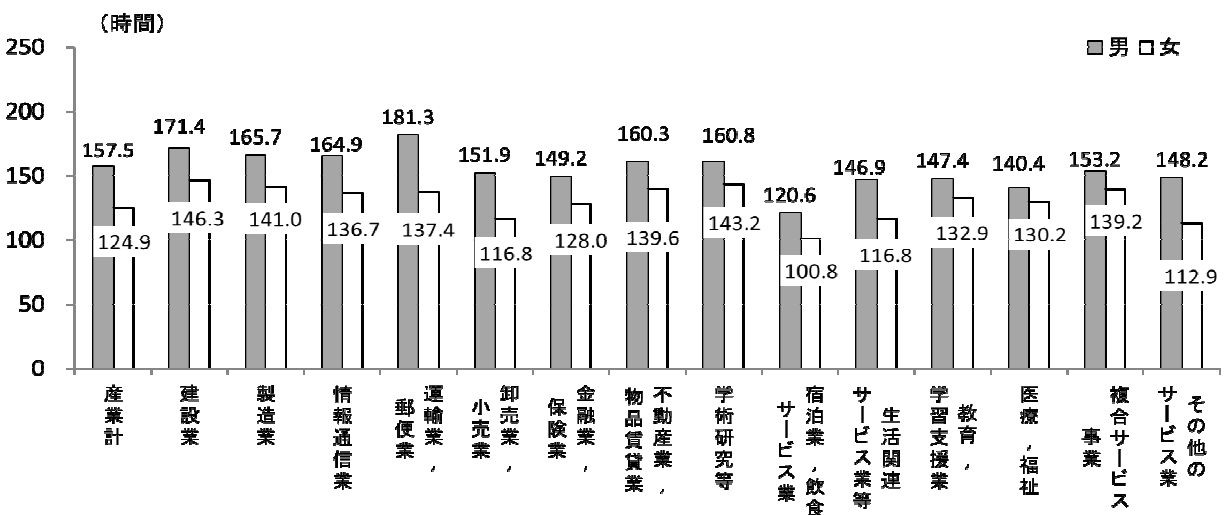
1) 月間平均総実労働時間の推移（長野県・平成24～令和元年）



2) 産業別月間平均総実労働時間（長野県・令和元年）



3) 産業別及び男女別月間平均総実労働時間（長野県・令和元年）



資料：「令和元年長野県の賃金・労働時間及び雇用の動き」長野県情報政策課統計室

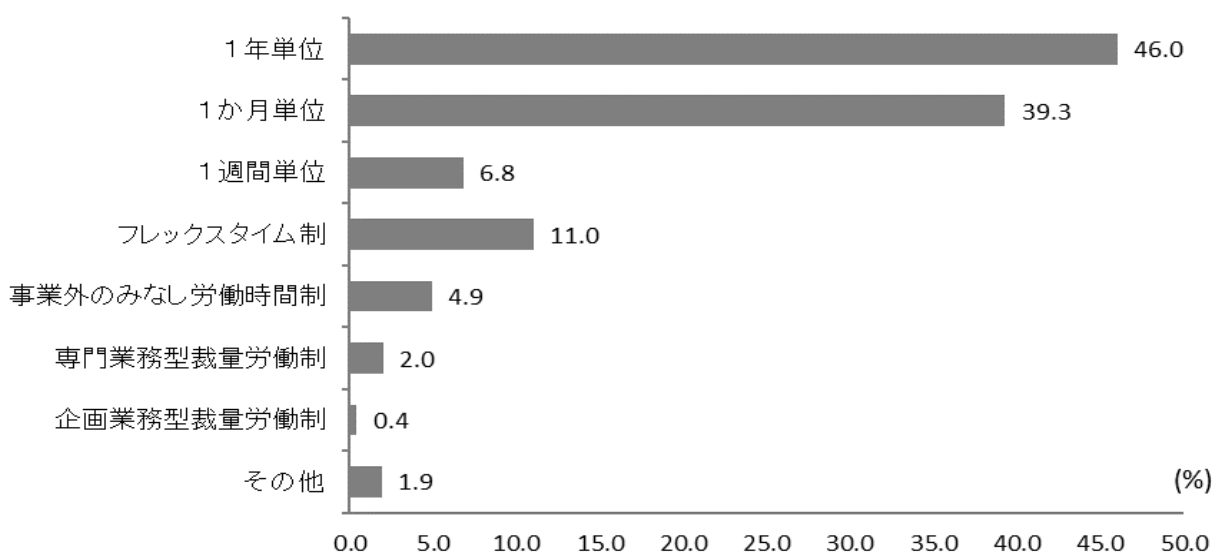
2 変形労働時間制

県労働雇用課が令和2年に実施した「長野県雇用環境等実態調査」によると、何らかの変形労働時間制を採用している事業所は全体の52.5%となっており、その内訳をみると「1年単位」が46.0%と最も高く、次いで「1か月単位」が39.3%となっている。産業別では、「情報通信業」でフレックスタイム制が、「金融業、保険業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「医療、福祉」、「サービス業（他に分類されないもの）」で1か月単位の変形労働時間制の割合が高くなっている。

【用語の解説】

変形労働時間制 繁忙期の所定労働時間を長くする代わりに、閑散期の所定労働時間を短くするといったように、業務の繁閑や特殊性に応じて、労使が工夫しながら労働時間の配分などを行い、これによって全体として労働時間の短縮を図ろうとするもの。

変形労働時間制の採用状況（複数回答）（長野県・令和2年）



資料：「令和2年長野県雇用環境等実態調査」長野県労働雇用課

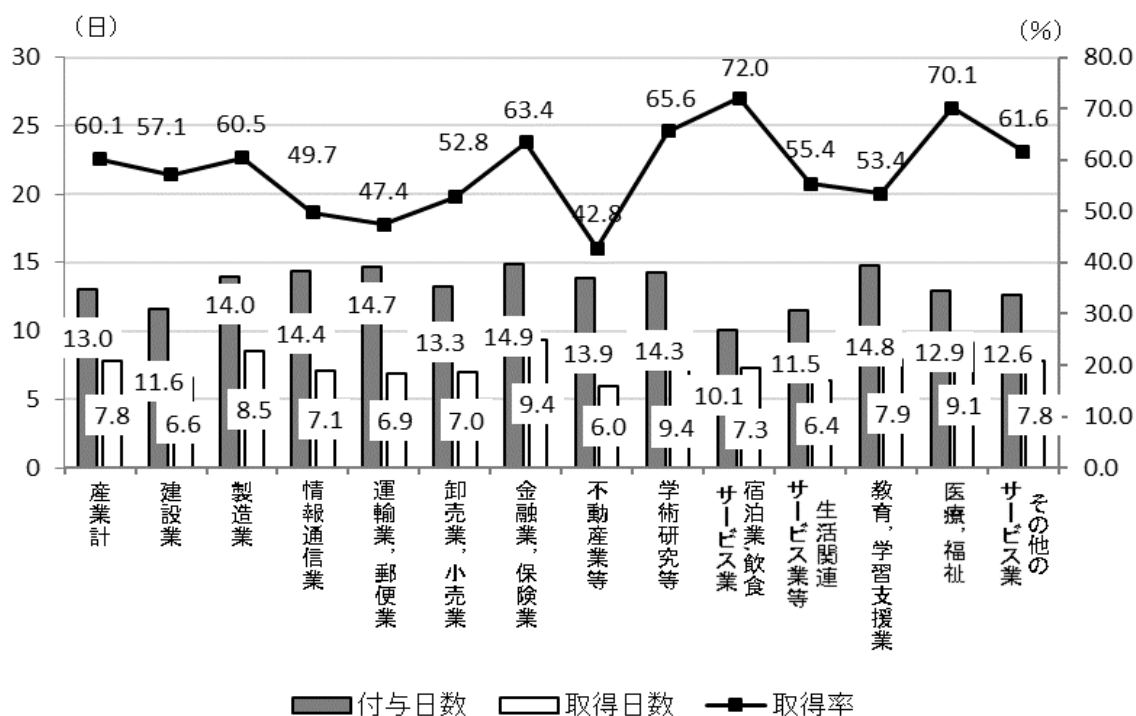
3 年間休日総数・年次有給休暇

県労働雇用課の「令和2年長野県雇用環境等実態調査」によると、平成31年（又は令和元年度）の1年間に、事業所が付与した年次有給休暇日数（繰越日数を除く。）は、労働者1人平均13.0日（前回、令和元年調査15.4日）、そのうち労働者が取得した平均日数は7.8日（同8.1日）で、平均取得率は60.1%（同53.0%）となっている。

産業別の平均付与日数をみると、「金融業，保険業」が14.9日と最も多く、次いで「教育，学習支援業」が14.8日、「運輸業，郵便業」が14.7日となっている。

また、平均取得率では、「宿泊業，飲食サービス業」が72.0%と最も高く、次いで「医療，福祉」70.1%、「学術，専門・技術サービス業」65.6%となっている。

年次有給休暇の取得状況（長野県・令和2年）



資料：「令和2年長野県雇用環境等実態調査」長野県労働雇用課

4 育児休業制度・介護休業制度

(1) 育児休業制度

厚生労働省の「令和元年度雇用均等基本調査」によると、全国の平成29年10月1日から平成30年9月30日までの1年間に在職中に出産した女性のうち、令和元年10月1日までに育児休業を開始した者の割合は83.0%で、前年度に比べ0.8ポイント上昇した。また、同期間に配偶者が出産した男性のうち、同期間までに育児休業を開始した者の割合は7.48%で、前年度に比べ1.32ポイントの上昇となっている。

育児のための所定労働時間の短縮措置等の各種制度の導入状況を見ると、多い順に「短時間勤務制度」が67.4%、「所定外労働の制限」が60.2%、「始業・就業時刻の繰上げ・繰下げ」が35.6%となっている。

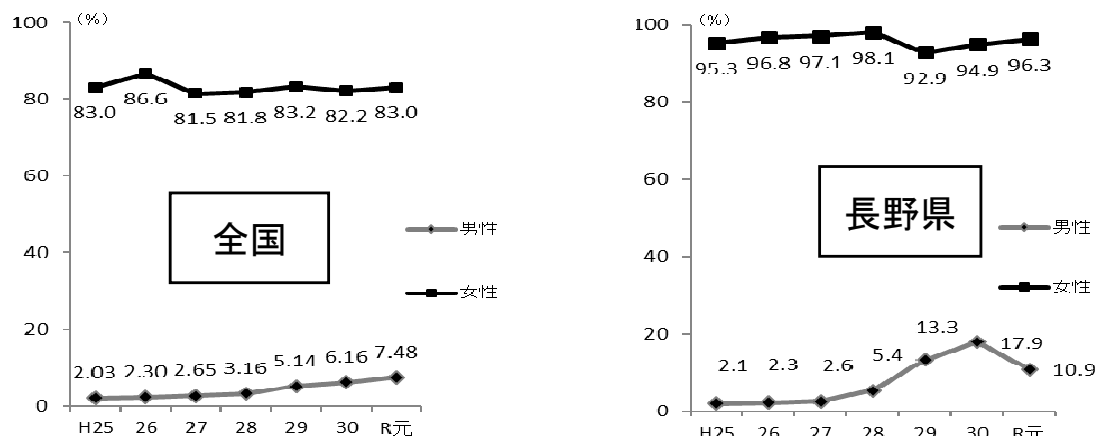
県の「令和2年長野県雇用環境等実態調査」によると、県内の平成31年（令和元年度）中に出産した女性の育児休業取得率は96.3%、配偶者が出産した男性の育児休業取得率は10.9%となっている。

(2) 介護休業制度

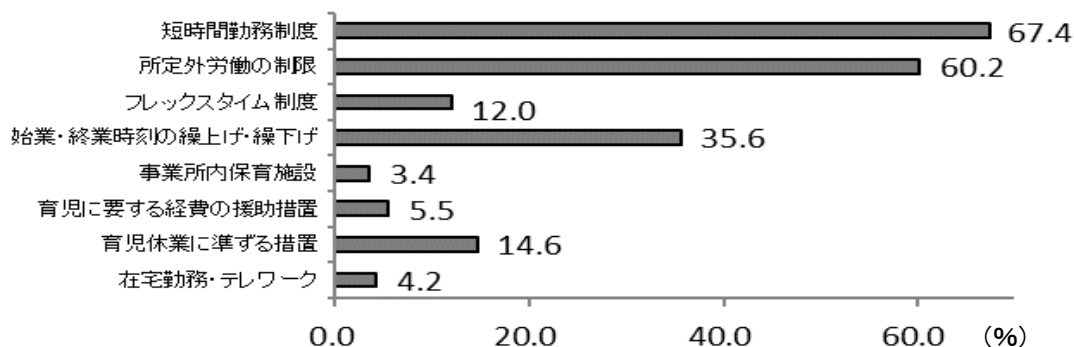
総務省の「平成29年就業構造基本調査」によると、平成29年10月1日現在で、介護をしている有業者に占める介護休業制度の利用者の割合は、全国7.5%、長野県8.2%であり、男女別にみると、女性は全国7.6%、長野県6.3%、男性は全国7.4%、長野県10.7%となっている。

また、厚生労働省の「令和元年度雇用均等基本調査」によると、介護休業制度の規定がある事業所の割合は、事業所規模5人以上では74.0%（平成29年度70.9%）、事業所規模30人以上では89.0%（同90.9%）となっており、前回調査に比べ5人以上規模で3.1ポイント上昇し、30人以上規模で1.9ポイント減少した。

1) 育児休業取得率の推移 (平成25～令和元年度)



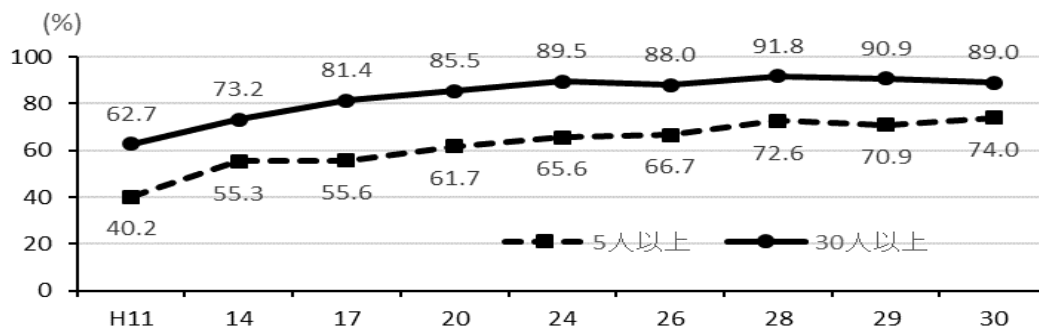
2) 育児のための所定労働時間の短縮措置等の制度の導入状況 (複数回答) (全国・令和元年度)



3) 介護休業取得率 (全国、長野県・平成29年度)

	計 (%)	女性 (%)	男性 (%)
全国	7.5	7.6	7.4
長野県	8.2	6.3	10.7

4) 介護休業制度の規定あり事業所割合の推移 (全国・平成11～30年度)



資料：「令和元年度雇用均等基本調査」厚生労働省
 「令和2年長野県雇用環境等実態調査」長野県労働雇用課
 「平成29年就業構造基本調査」総務省統計局・長野県情報政策課統計室